

一時支援金および月次支援金の事前確認について

【事前確認は無料で行います。】

・当事務所では地域貢献および行政書士の広報を目的として無料で行っています。

【基本的に対面で行います。】

・ただし身体的・精神的に面談が困難で合理的配慮を必要とする方には ZOOM など他の方法にて対応いたします。

【対面で行う理由】

「事業をしていること、不正もしくは間違っ申請しようとしていないこと」を面談での心証を得てできるだけ事前確認をするためです。2018年以前からも数年にわたり独立して事業をしている方や企業との業務委託契約で仕事を行っているフリーランス・事業主など一般的にだれが見ても事業であることが明確な方には売上が少なくても、帳簿類が不明瞭でも事前確認するように検討します。（事前確認に必要とされる帳簿類に関して自信のない方も）まずは電話で相談してください。

【確認できない方】

通帳や顧客や取引先からの領収書などの証拠書面がないため事前確認する資料がない方。一般的に事業であると判断できない方。確定申告の収入が給与で支払

われており雇用契約上の収入である方。ほとんど売り上げが見込めないにもかかわらず2019年度や2020年度から確定申告を始めている方。個人事業主でありながら同時にひとり法人の代表者で誰も雇用してない法人。このような例は不正であるとは言えず申請すれば支給決定されるケースであるかもしれません。しかし当事務所では事業であるとの心証が得られない場合に事前確認はできません。また帳簿や通帳の内容をワザと隠して事前確認を受けようとする方、お約束した時間に連絡なくキャンセルされる方は当事務所で対応できる範囲を超えています。

【申請のサポートについて】

- ・事前確認のついでに申請においての不明点などへのアドバイスは無料でいたします。

- ・申請の代行など多くの入力を代行する場合は有料にてお引き受けすることができます。ただし現在は当事務所の取引先およびその紹介者に限って申請代行をしています。

- ・申請における入力代行や申請代行を有料で行うことは行政書士登録が必要だと考えています。